

理事会運営規約

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
平成23年7月14日 制定

(目的)

第1条 この規約は、定款第5条の規定に基づき、本組合の理事会の運営について定める。

(構成)

第2条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会には、監事も出席して意見を述べることができる。

(招集)

第3条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が理事会を招集する。

3 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5 理事会の招集は、会日の7日前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を各理事及び監事に通知するものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(議長)

第4条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(関係者の出席)

第5条 議長は必要があると認めたときは、職員その他必要と認めた者の出席を求め、議案の説明又は資料の提出等を要求することができる。

(議事事項)

第6条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会の目的なる事項及びその内容並びに日時及び場所
 - イ 定款の変更
 - ロ 規約の設定又は廃止
 - ハ 試験研究の実施計画の設定又は変更
 - ニ 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
 - ホ 毎事業年度の事業報告及び決算関係書類
 - ヘ 費用の賦課及び徴収の方法

- ト 組合員の加入及び除名
 - チ 役員の報酬
 - リ 事業の一部又は全部の譲渡
 - ヌ 損失の処理
 - ル 組合の解散、合併、分割又は組織変更
 - ヲ 役員の組合に対する損害賠償責任の免除
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認めるもの
- イ 重要な委託及び受託事業の決定
 - ロ 短期借入金の限度額
 - ハ その他重要な事項

(理事会の成立及び議決)

- 第7条 理事会は定款第42条の規定により理事の過半数の出席をもって成立する。
- 2 理事会は、定款に特別の定めがある場合のほか、出席した理事の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議事が理事に特別の利害関係を有するときは、当該理事は、議決に加わることができない。

(書面決議等)

- 第8条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、定款第43条の規定による書面又は電磁的記録により議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行使する理事は、前条第1項及び第2項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第9条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、若しくは記名押印し、又は電子署名するものとする。
- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 定款第40条第3項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 定款第40条第4項の規定により理事が招集したもの
 - ハ 理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときにおいて、組合員の請求を受けて招集されたもの
 - ニ ハに掲げる請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

- イ 理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときにおいて、組合員が理事会の招集を請求し、当該請求に基づき招集された理事会において出席し、意見を述べたとき
 - ロ イに掲げる請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が、理事会を招集、出席し、意見を述べたとき
 - ハ 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしたとき、又は組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をした場合において、当該取引についての重要な事実を理事会に報告したとき
- (6) 理事会に出席した理事、監事又は組合員の氏名又は名称
- (7) 理事会の議長の氏名
- 3 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録には、少なくとも当該各号に定める事項を記載し、又は記録するものとする。
- (1) 定款第43条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合、次に掲げる事項
- イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとされた場合 次に掲げる事項
- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(本規約の改廃)

第10条 本規約の改正又は廃止は、総会の議決をもってこれを行う。

附 則

本規約は設立の日から施行する。